



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年4月13日火曜日 第2157号

◇ 目 次 ◇ 告 示

特約業者の指定の取消し.....	306
一部事務組合の規約の変更許可.....	306
落札者等の告示.....	306
大規模小売店舗の新設の届出の概要等(2件).....	306
解除予定保安林にする旨の通知.....	308
保安林予定森林.....	308
基本測量の終了の通知.....	309
包括外部監査契約の締結.....	309
指定道路の指定(2件).....	309
市営土地改良事業の施行の同意(4件).....	309
土地改良区役員就退任の届出(2件).....	309
土地改良区連合役員就退任の届出.....	311

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	311
----------------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第450号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定に基

○愛媛県告示第452号

次のとおり落札者を決定した。

平成22年4月13日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・利用支援業務 一式	愛媛県企画情報部 管理局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成22年3月26日	株式会社愛媛電算 松山市大手町一丁目11番地7	16,380,000円	一般競争入札	平成22年2月9日

○愛媛県告示第453号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年4月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成22年4月13日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
一宮エンタープライズ株式会社 代表取締役 一宮捷宏	新居浜市新須賀町4-13-18	平成22年3月31日

○愛媛県告示第451号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり伊予消防等事務組合の規約の変更を許可した。

平成22年4月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 変更事項
組合長及び副組合長の選任方法の変更
- 2 規約変更年月日
平成22年4月5日
- 3 規約変更許可年月日
平成22年4月5日

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
宇和島市交流拠点施設「きさいや広場」
宇和島市弁天町一丁目318番16外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
宇和島市
宇和島市曙町1番地
市長 石橋 寛久
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社うわじま産業振興公社
宇和島市弁天町一丁目318-16

代表取締役 石橋 寛久
えひめ南農業協同組合
宇和島市栄町港三丁目303
代表理事組合長 林 正照
東海林鮮魚店
宇和島市明倫町二丁目 2 - 24
東海林 司
株式会社ダイニチ
宇和島市寄松甲1385
代表取締役 玉留 一
秀長水産株式会社
宇和島市築地町二丁目 6 - 24
代表取締役 近藤 秀夫

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成22年11月26日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,562.11平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数
145台
- イ 駐輪場の収容台数
60台
- ウ 荷さばき施設の面積
187.5平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
8.08立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後6時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後6時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後6時30分まで

2 届出年月日

平成22年 3月26日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第454号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年 4月13日

愛媛県知事 加戸 守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
メディコ21今治中央店・ブックマーケット今治中央店
今治市馬越町四丁目甲38番1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社
東京都台東区上野七丁目14番4号
代表取締役 越智 壯
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社レデイ薬局
松山市南江戸四丁目3番37号
代表取締役 三橋 信也
株式会社エーツー
静岡県静岡市駿河区丸子新田317-1
代表取締役 杉山 綱重
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成22年12月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,431平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数
48台
- イ 駐輪場の収容台数
41台
- ウ 荷さばき施設の面積
71平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
7.84立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

- 2 届出年月日
平成22年 3月31日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
- なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から 1月間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項
- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第455号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町西谷字中久保7828の2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第456号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2 第 1項の規定により告示する。

平成22年 4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
西条市河之内甲172の 1、乙34、乙35の 1
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ㊦ 次の森林については、主伐は、択伐による。
河之内甲172の 1・乙34・乙35の 1（以上 3筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - ㊧ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ㊨ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ㊩ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
今治市菊間町種1951から1953まで、1957から1965まで、1989の 1
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ㊦ 次の森林については、主伐は、択伐による。
菊間町種1959・1960（以上 2筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - ㊧ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ㊨ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ㊩ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 3(1) 保安林予定森林の所在場所
松山市吉木乙306の 2、乙307から乙313まで、乙316から319まで

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ㊦ 次の森林については、主伐は、択伐による。
吉木乙313・乙316（以上 2筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - ㊧ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ㊨ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ㊩ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 4(1) 保安林予定森林の所在場所
松山市上怒和乙681の 1、乙681の 3
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ㊦ 主伐は、択伐による。
 - ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第457号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成22年 4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）
- 2 作業期間 平成21年 5月22日から
平成22年 3月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県全域

○愛媛県告示第458号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成22年 4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
眞鍋 清
松山市宮田町106番地 2
- 2 包括外部監査契約の期間の始期
平成22年 4月 1日
- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法及び支払方法
 - (1) 費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
 - (2) 費用の支払方法
執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに監査の結果に関する報告に基づく支払

○愛媛県告示第459号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成22年 4月13日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5項
- 2 指定年月日
平成22年 3月24日
- 3 指定道路の位置
四国中央市中之庄町字西縄1562番 1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 32.39メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第460号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成22年 4月13日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

- 1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

- 2 指定年月日
平成22年 3月30日
- 3 指定道路の位置
四国中央市土居町土居755番 1の一部、756番 1の一部、772番及び775番 1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 41.32メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第461号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宅間地区）の施行に平成22年 3月19日同意した。

平成22年 4月13日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

○愛媛県告示第462号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上徳地区）の施行に平成22年 3月19日同意した。

平成22年 4月13日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

○愛媛県告示第463号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・池原地区）の施行に平成22年 3月19日同意した。

平成22年 4月13日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

○愛媛県告示第464号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・荒屋敷地区）の施行に平成22年 3月19日同意した。

平成22年 4月13日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

○愛媛県告示第465号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西予市宇和町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 4月13日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 野 哲 男	西予市宇和町信里930番地
"	清 家 輝 允	西予市宇和町東多田569番地
"	水 野 正 義	西予市宇和町岡山18番地
"	井 上 嗣 應	西予市宇和町伊延東476番地 1
"	上 甲 政 則	西予市宇和町東多田363番地
"	松 本 永 一	西予市宇和町田苗真土1932番地
"	宇都宮 暹 爾	西予市宇和町清沢1137番地
"	清 水 賢 一	西予市宇和町坂戸163番地 2
"	三 瀬 研 次	西予市宇和町加茂441番地
"	三 好 敬 一	西予市宇和町小原374番地
"	井 上 勲	西予市宇和町岩木3513番地
"	山 本 武 紀	西予市宇和町郷内1017番地第 1
"	三 好 國 則	西予市宇和町西山田1979番地
"	竹 口 修 武	西予市宇和町山田1049番地
"	兵 頭 幸 男	西予市宇和町伊賀上1188番地
"	三 好 進	西予市宇和町永長763番地 2
"	大 塚 政 司	西予市宇和町小野田462番地
"	門 脇 達 也	西予市宇和町神領183番地
"	松 浦 幸 男	西予市宇和町野田160番地
"	酒 井 豊 嗣	西予市宇和町下松葉220番地
"	大 塚 猪 八 郎	西予市宇和町稲生808番地第 1
"	松 本 薫	西予市宇和町皆田2286番地
"	兵 頭 敏 則	西予市宇和町下川852番地
"	薬師寺 巖	西予市宇和町明間706番地
"	松 本 功	西予市宇和町明石669番地 1
"	末 光 公 俊	西予市宇和町新城692番地 2
"	池 田 義 弘	西予市宇和町窪155番地
"	和 氣 吉 一	西予市宇和町田野中481番地
監 事	岡 本 忠 夫	西予市宇和町空所521番地
"	谷 口 芳 男	西予市宇和町上松葉556番地
"	佐 藤 忠 宏	西予市宇和町明間2670番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	西 岡 秀 起	西予市宇和町信里768番地
"	宇都宮 文 隆	西予市宇和町瀬戸599番地
"	小 河 健 三	西予市宇和町岡山124番地
"	松 浦 公 元	西予市宇和町伊延西243番地
"	清 家 輝 允	西予市宇和町東多田569番地
"	松 浦 順 一	西予市宇和町田苗真土794番地
"	宇都宮 肇	西予市宇和町清沢678番地
"	清 水 賢 一	西予市宇和町坂戸163番地 2
"	萩 森 章 二	西予市宇和町大江480番地
"	三 好 敬 一	西予市宇和町小原374番地
"	井 上 勲	西予市宇和町岩木3513番地
"	山 本 武 紀	西予市宇和町郷内1017番地第 1
"	土 居 一 邦	西予市宇和町西山田2323番地 1
"	竹 口 修 武	西予市宇和町山田1049番地
"	田 中 和 浩	西予市宇和町伊賀上1035番地
"	三 好 進	西予市宇和町永長763番地 2

"	竹 中 義 廣	西予市宇和町久枝甲239番地
"	河 野 昌 博	西予市宇和町久枝602番地
"	井 上 頼 夫	西予市宇和町神領109番地
"	平 磯 猛	西予市宇和町上松葉467番地
"	大 塚 猪 八 郎	西予市宇和町稲生808番地第 1
"	宇都宮 友 喜	西予市宇和町皆田1833番地
"	兵 頭 敏 則	西予市宇和町下川852番地
"	薬師寺 巖	西予市宇和町明間707番地
"	伊 藤 正 徳	西予市宇和町明石181番地
"	垣 内 紀 幸	西予市宇和町常定寺416番地
"	松 田 一 郎	西予市宇和町平野73番地
"	和 氣 吉 一	西予市宇和町田野中481番地
監 事	松 本 勲	西予市宇和町河内1037番地 2
"	酒 井 豊 嗣	西予市宇和町下松葉220番地
"	徳 山 義 恭	西予市宇和町新城918番地

○愛媛県告示第466号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、伊方町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 4月13日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	加 藤 嘉 一	西宇和郡伊方町大浜277番地
"	堀 口 栄 作	西宇和郡伊方町中之浜518番地
"	藤 堂 満 夫	西宇和郡伊方町河内915番地
"	政 木 喜 一 郎	西宇和郡伊方町小中浦甲16番地
"	佐 竹 元	西宇和郡伊方町中浦甲98番地
"	大 星 政 人	西宇和郡伊方町川永田甲1071番地
"	竹 内 一 則	西宇和郡伊方町豊之浦477番地 2
"	清 水 健 次 郎	西宇和郡伊方町亀浦169番地 1
"	田 淵 政 喜	西宇和郡伊方町九町 1 番耕地956番地
"	大 林 茂 樹	西宇和郡伊方町九町 1 番耕地525番地
"	山 本 睦 夫	西宇和郡伊方町二見甲839番地 1
"	池 田 六 郎	西宇和郡伊方町二見甲2100番地
"	三 浦 芳 郎	西宇和郡伊方町湊浦884番地 4
監 事	赤家部 市 雄	西宇和郡伊方町小中浦甲71番地
"	三根生 繁 久	西宇和郡伊方町九町 1 番耕地1680番地 1
"	末 光 勝 幸	西宇和郡伊方町小中浦甲596番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 星 政 人	西宇和郡伊方町川永田甲1071番地
"	池 田 六 郎	西宇和郡伊方町二見甲2100番地
"	川 口 清 二 郎	西宇和郡伊方町湊浦977番地
"	大 林 茂 樹	西宇和郡伊方町九町 1 番耕地525番地
"	三 浦 秀 夫	西宇和郡伊方町中之浜310番地
"	矢 野 武 年	西宇和郡伊方町大浜392番地
"	松 本 亀 明	西宇和郡伊方町仁田之浜967番地

"	藤 堂 唯 雄	西宇和郡伊方町河内239番地
"	西 川 琢 郎	西宇和郡伊方町中浦甲149番地
"	井 上 康 敬	西宇和郡伊方町豊之浦539番地
"	清 水 健次郎	西宇和郡伊方町亀浦169番地 1
"	三根生 繁 久	西宇和郡伊方町九町 1 番耕地1680番地 1
"	根 来 仲 男	西宇和郡伊方町九町 1 番耕地494番地
"	井 上 幹 峰	西宇和郡伊方町二見甲1441番地 7
"	神 山 勝	西宇和郡伊方町二見甲2879番地 2
"	三 浦 芳 郎	西宇和郡伊方町湊浦884番地 4
"	岩 西 啓 二	西宇和郡伊方町湊浦693番地
監 事	山 本 完 治	西宇和郡伊方町小中浦甲602番地
"	兵 頭 武	西宇和郡伊方町伊方越702番地
"	田 淵 政 喜	西宇和郡伊方町九町 1 番耕地956番地
"	藤 岡 政 利	西宇和郡伊方町二見乙168番地
"	是 沢 邦 久	西宇和郡伊方町湊浦1032番地

○愛媛県告示第467号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用水利土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成22年 4月13日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 村 文 彦	八幡浜市向灘1207番地

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年 4月 1日	特定非営利活動法人 Community Life	松 本 光 司	松山市空港通二丁目 2 番38号 メゾンタナカ302号	この法人は、国内外を問わず援助を必要としている人たちに対して、生活援助・家族支援等に関する事業を行い、彼らの生活の質向上に寄与することを目的とする。